

会 議 録			
会議名(審議会等名)	第11期第6回小金井市男女平等推進審議会(令和7年度第1回)		
事 務 局	企画財政部企画政策課男女共同参画室		
開 催 日 時	令和7年5月19日(月) 午前9時30分から午前11時30分		
開 催 場 所	前原暫定集会施設A会議室		
出 席 者	委 員	倉持清美委員(会長)、眞鍋倫子委員(副会長)、安藤能子委員	
		石田静子委員、井口よう子委員、小山田智恵委員、檀原延和委員	
		降旗優次委員、牧野まや委員、吉田孝委員	
	事 務 局	企画財政部長	梅原 啓太郎
		男女共同参画担当課長	北村 奈美子
		男女共同参画室主任	藤榮 兄
	コンサルタント会社	(株)ジャパンインターナショナル総合研究所 地引 綾、藤平 颯太	
欠 席 者	0人		
傍 聴 の 可 否	○可・一部不可・不可		
傍 聴 者	0人		

第11期第6回小金井市男女平等推進審議会（令和7年度第1回）

令和7年5月19日（月）

【倉持会長】 定刻になりましたので、第6回小金井市男女平等推進審議会を開催したいと思います。

最初に定足数の確認ですが、今日は欠席者がいないようです。ありがとうございます。男女平等基本条例第31条第2項では、委員10人の半数以上の出席があれば会議を開くことができますが、今日は久しぶりに全員そろいましたので、無事に開催させていただきます。

次第に入る前に、いつものことですが、お願いがあります。会議録作成のために、発言の際にはお名前を必ず言ってから発言をよろしくお願いいたします。

今日、傍聴者の方は。

【事務局（北村）】 いらっしゃいません。

【倉持会長】 それでは、次第に入る前に事務局から異動の御紹介がありますので、よろしくお願いいたします。

【事務局（北村）】 事務局です。4月1日付けの人事異動で企画財政部長が代わりましたので御報告いたします。前任の水落部長の異動に伴いまして新たに梅原部長が着任されましたので、御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。

【梅原企画財政部長】 4月1日に企画財政部長に着任いたしました梅原と申します。前職は教育委員会の生涯学習部というところにおりました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、日頃より本市の男女共同参画施策に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。本市におきましては、現在、第6次の行動計画に基づいて取組を進めていただいているところでございますが、議題にもございますが、令和7年度はまた新しい計画の策定というような題材があります。引き続きよろしくお願いいたします。

【倉持会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第のほうに早速入っていきたいと思います。本日の次第を御覧いただき、順番どおりに進んでいきたく思っております。

本日の主な議題は、第7次の男女共同参画行動計画（案）の検討スケジュールの確認と市民懇談会の開催についての確認、それから、現在実施中である子どもの意見聴取に係る小中学生アンケートの進捗状況、この間アンケートの設問にお目を通していただきました

が、その進捗状況になります。それから、これから検討する第7次計画の位置づけやポイントの確認をしていきたいというふうに思います。ここで時間を取って皆さんの御意見を伺っていきたくて思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今日、資料がたくさんありますけれども、確認のほうを事務局からよろしくお願いいたします。

【事務局（北村）】 では、まず資料の確認をさせていただきます。

本日の次第が1枚ございます。

資料1が、第7次男女共同参画行動計画策定の工程表です。

次に資料2、第7次男女共同参画行動計画策定にあたって～男女共同参画を取り巻く国・都の動向～です。

次に資料3、小中学生アンケートの実施について、こちら枝番が1から3までございます。

次に資料4、令和6年度男女共同参画室事業（報告）です。

最後に資料5、令和7年度男女共同参画室事業（予定）です。枝番が1から2までございます。

参考資料としまして、前回の会議録、令和6年度の苦情・相談申出処理状況報告書、かたらい61号と第38回こがねいパレット記録集をお配りしています。

また、次第には記載ございませんが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案の概要というペーパーを1枚追加でお配りしました。

配付物は以上です。

【倉持会長】 ありがとうございます。不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。もし何かありましたら、途中でもお声かけください。

それでは、議題のほうに入っていきたいと思います。

まず、(1)(仮称)第7次男女共同参画行動計画(案)の策定についてです。本年度はこれを仕上げていくことになりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、アの検討スケジュールについて、事務局からお願いいたします。

【事務局（北村）】 それでは、資料1と合わせて資料5-2もお手元で御覧いただければ分かりやすいかと思います。よろしくお願いいたします。

既に御案内のとおり、令和7年度は、昨年実施しました市民アンケートなどの結果を踏まえて、具体的な計画策定作業に入っております。

まず、現在の位置としまして、表の真ん中より少し下辺りに、市民参加への対応というところがありますけれども、そちらを御覧ください。意見聴取の実施があります。現在、

子どもに対する意見聴取として、小中学生アンケートを実施しているところです。11月には市民懇談会を開催して、広く市民の方からの御意見を頂戴する予定です。後ほど日程案を御案内します。

審議会の予定が一番下の欄にございます。本日、5月の第6回の審議会を含めて、2月終わりの第11回まで全6回の審議会を予定しております。

表の真ん中辺り、パブリックコメントの実施を御覧ください。パブリックコメントとは、市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民の皆様に御意見等を求め、寄せられた御意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、御意見等を考慮して計画の策定に反映するものです。12月中旬から1か月間、計画の素案に対して市民からの意見を募ります。2月以降の審議会ですいただいた意見を反映させて内容を確定、3月末に冊子として完成させるという運びになります。

資料5-2を御覧ください。審議会です予定している議題や審議内容とスケジュールはこのとおりです。昨年度までの流れを御記憶されていらっしゃるかもしれませんが、今年度は通常年で行っています計画の進捗確認と評価の作業に加えまして新たな計画策定作業が入ってまいりますので、二本立てで動いていくことになります。開催回数も増えまして、作業内容も増え、皆様には御負担をおかけしますけれども、どうぞ3月の提言提出と答申提出までご協力よろしくお願いたします。

簡単ですが、スケジュールについて以上です。

【倉持会長】 資料5-2のほうの回数は令和7年度の回数を掲げていて、資料1のほうの審議会の丸数字は通しの回数なんですか。

【事務局（北村）】 そうです。通し番号を昨年度の審議会から続けて振っております。

【倉持会長】 このようなスケジュールで進めていくことになりますが、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。なかなか審議会の回数も増えてちょっとタイトなスケジュールで、また宿題もいっぱい出てくる可能性もあるんですけど、こんな感じで進めていきたいというふうに思います。

では、この市民懇談会について、説明を事務局からお願いたします。

【事務局（北村）】 では、次に市民懇談会について御説明いたします。

市民懇談会ですけれども、事務局としては、第7次計画の素案を市民の方にお示ししまして、意見を伺うことを目的に開催したいと考えております。市民懇談会ですいただいた意見を12月のパブリックコメントにかける素案に反映させたいと思っておりますが、そうしますと時期としては、その一月前、11月の上旬がよいかと思っております。ただいま会場の都合で11月8日の土曜日、もしくは翌日9日日曜日のどちらかを候補日として上

げています。少し早いですが、会場の関係もありますので、市民懇談会の開催についてと、この開催日程案につきまして御同意いただければと思いますが、よろしくお願ひいたします。

【倉持会長】 市民懇談会のときまでには素案ができています、そういう計画になっております。市民懇談会の開催については、審議会として開催するということがよろしいでしょうか。審議会として開催するという事は、皆様に出席していただきたいというふうになります。よろしいでしょうか。

時期については、パブリックコメントの前の11月8日または9日ということで、会場のほうも抑えていただいています。どちらか、こちらの日程で参加が難しいという方がいましたら、今おっしゃっていただいてもいいですし、事務局のほうに言っていただいてもよろしいですけれども、今のところ大丈夫ですか、どちらも。

【眞鍋副会長】 すいません、私がちょうどその時期に大阪の学会が同日入ってしまっていて、発表が土曜日になれば日曜日帰ってくるか、逆に発表が日曜日になれば土曜日はいることができるかとは思いますが、ちょっとどちらも、もしかすると2つ発表とかあったりするので、関係発表を2つ、土、日と重なってしまった場合には、申し訳ありませんが、参加できないと思います。この日程だと。

【倉持会長】 ありがとうございます。副会長の出席は難しいかもしれないというところでやっていきたいと思いますが、皆様の御都合はよろしいでしょうか。

それでは、また日程的に何か不都合が生じた場合は、事務局のほうに御連絡いただければというふうに思います。11月8日、9日は、欠席の方がいたら、出席の方で頑張ってお懇談会のほうを開催していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次にウ、子どもの意見聴取について、アンケートを取って進めていただいているところですが、事務局からお願ひいたします。

【事務局（北村）】 それでは、資料の3を御覧ください。前回、3月の審議会で小中学生アンケートの設問案について御審議いただきました。皆様からの御意見により、資料3-1のとおり設問を調整しました。こちらにつきましては、5月7日の校長会で御協力をお願いし、資料3-2のとおり各校へ依頼をしております。資料3-3は、小学6年生へ配布したアンケートフォームの画面を参考につけております。会長、副会長のほうにも御確認いただきまして、このような文にいたしました。

少し文字が小さくて恐縮ですが、リード文の中で男女平等都市宣言に触れております。この下線部分をクリックしますと、男女平等都市宣言が出てくるような仕組みになっております。5月9日から開始して、回答期限は本日5月19日までとなっております。先週ま

での途中経過を報告いたしますと、若干、未回答の学校が残っていましたが、その後は個別に御連絡させていただきまして、順調に回答が集まってきているというところでございます。この後、データはジャパン総研様にお渡しして、分析していただく予定です。結果につきましては、7月の審議会で御報告します。

【倉持会長】 ありがとうございます。目的や背景などリード文に書いていただいたんだと思います。アンケート項目について皆さんの御意見を反映して、このようなものを作成して、現在、アンケート収集中ということになっております。

何かこの件について、御質問ありますでしょうか。

【安藤委員】 設問の項目の漢字が読めない子、読み書きが不得意な児童生徒、そういう者に対する配慮として、どの程度ルビを打つか分からないんですけど、外国籍で漢字が十分に分からないという子供の尊重という形で、やはり配慮をしていく。男女平等都市宣言は、平易な言葉遣いをしてあるので、最低、その部分だけはルビを打つという対応も含めて、子どもの権利条例もありますし、ヒアリングしたよということだけじゃなくて。小学校でもそこら辺を意識して、今後はそういう形で、どの施策でも配慮していくということをお願いしたいかなというふうに思いました。

【倉持会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。内容のことについていろいろ議論しましたけれども、見せ方については十分できなかったかなと思うので、貴重な御意見をいただいて、今後取り入れていけるところは取り入れていけたら。音声で流れてもよかったかもしれません。

【安藤委員】 そうですね。今、非常にそういう意味では便利な時代になっているので。せっかく5年に一度しかやらない行動計画のアンケートを初めて子どもたちに意見を聴取するということであれば、大変だったんだと思うんですけども、いい意味でそういう技術とかいうものを生かして、できるだけ子供たちの声を聞きたいということと、嫌らしい言い方ですけど、啓蒙も含めて知ってもらおうということをしていったほうがいいかなと思います。

【倉持会長】 ありがとうございます。学校側の先生方からも何かいろいろ意見が上がってくるかもしれませんので、そういうことも含めて今後取り入れていけるものは取り入れて、またそういう意見がありましたら、こちらでもお話ししていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。どんな結果が返ってくるか楽しみにしていきたいと思います。

7月の審議会前までに結果がまとまるようでしたら、メールで御報告いただけるような

ので、よろしくお願いいたします。

次に、エ、男女共同参画を取り巻く動向について、よろしくお願いいたします。

【事務局（北村）】 ジャパン総研さんのほうからお願いします。

【ジャパン総研（地引）】 では、改めましてジャパン総研の地引と申します。本日もどうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

お手元にごございますA4の横の資料の2、（仮称）第7次男女共同参画行動計画策定にあたってということで、本日は男女共同参画を取り巻く国と都の動向につきまして説明をさせていただきます。

では、表紙をおめくりいただきまして、1番目、計画の位置づけについて改めて整理をさせていただきます。現在の市の第6次の計画でございますが、一番下に図がございますけれども、男女共同参画の計画、女性活躍推進計画、DV対策の基本計画、この3つを一体的に策定している計画でございます。

今後策定いたします第7次の計画でございますけれども、こちらにつきましては、一番右側の表にごございます困難女性支援法に基づく市町村基本計画を包含して策定することと考えております。

この一番右側、困難女性支援基本計画でございますけれども、まず一番上、内容、困難な問題を抱える女性への支援のための施策と実施に関する基本的な計画と定められております。根拠法といたしましては、困難女性支援法第8条第3項に掲げております。

国におきましては、基本方針を令和5年3月に閣議決定をしております。また、東京都におきましては、基本計画を令和6年3月に策定をしております。この内容等を踏まえまして、今後、市の内容を検討していくような形になります。

では、続きまして、次のページを御覧ください。2番目、男女共同参画推進プラン改定のポイントとしまして、法の施行・改正の状況につきまして御報告させていただきます。

まず1つ目が、女性活躍推進法でございます。こちらにつきまして、令和4年10月に改正法が施行されております。文章の3行目でございますけれども、令和元年に民間企業等の行動計画の策定義務の対象拡大、また、情報公開の強化等という内容が法改正で定められております。また、令和4年に制度改正によりまして、男女間の賃金の差異、給与の差異の公表が義務付けられているところでございます。

また、現在におきまして、中段でございますけれども、基本方針の変更というところにつきましては、現在の市の6次計画策定以降、変更はなされておられません。ページの下段でございますけれども、現在、この女性活躍推進法の見直しについての検討が進められているところでございます。令和7年の通常国会への提出が念頭に置かれております。この

中で様々、基本方針の規定が変わるということも現時点で検討がなされておりますので、その内容を踏まえて市の計画のほうに踏まえるべき内容がございましたら、改めてそちらを踏まえて計画のほうに反映をしてみたいと考えております。

では、続きまして次のページを御覧ください。こちらページ上段では、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律でございます。こちら直近では令和3年6月に改正法が施行されております。こちらですと2行目の後段になりますけれども、政党等によりまして積極的な取組を行うこととなるよう促進すること。また、国・地方公共団体の施策を強化することを目的として改正されております。

表の右側でございますけれども、区市町村の役割といたしまして、例えば丸の2つ目、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとするというところに下線が引かれておりますけれども、こちらは行うように努めるものとするというふうに、もともとの法律では書かれていたんですけども、その取組を強化することを求めるような条文に変わっているという修正がございました。

また、上から4つ目、こちらは新規に追加されているものとなりますので、こちらの内容も踏まえて、計画のほうに盛り込むべき内容がございましたら、適切に盛り込んでいきたいと考えております。

続きまして下段、DV防止法でございます。こちら一番直近では令和6年4月に改正法が施行されております。また、基本方針につきましても、令和5年9月に改正をされておまして、こちらでは国が定める方針、また、都道府県が定める方針に関しましての内容が更新されているところでございます。

では、続きまして次のページを御覧ください。先ほど御説明いたしました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律でございます。こちらは令和6年4月に施行されております。こちらの法律に書かれております、右側、区市町村の役割でございますけれども、主に大きくこの3つが書かれております。まず、この計画を策定すること自体は努力義務となっております。2つ目でございますけれども、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事をする職員、女性相談支援員を置くように努めることとする。3つ目が、困難な問題を抱える女性への支援を行うために、その協議を行う会議である支援調整会議を組織するよう努めるものとするということで、努力義務になっているということで、このような表現になっております。

では、続きまして育児・介護休業法でございます。こちら令和7年4月に改正法が施行されております。こちらは様々な事業に対する内容が大きく変わっているところでござい

ますので、こちらを踏まえて市の取組等に変化があった場合は、計画のほうに反映をしてみたいです。

続きまして、次のページを御覧ください。性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針でございます。こちらの方針は令和2年6月に策定されておりまして、令和2年度から4年度までを集中期間となっておりましたけれども、そちらの取組を継続・強化することを踏まえまして、令和5年3月に、更なる強化の方針というものが決定されたところでございます。

続きましてページ中段、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律でございます。こちらは令和5年6月に施行されているところでございます。こちらの区市町村の役割といたしましては、左側でございます基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとするというようになっております。

では、続きまして次のページを御覧ください。ここからは国・都の計画についてまとめたものでございます。まず、現行の国の計画は、第5次の計画でございます。令和2年12月に閣議決定がされたものでございます。また、現在、国では第5次の改定を行っておりまして、第6次計画の基本計画策定に向けた動きが進んでおります。ページ下段でございますけれども、令和6年12月に諮問が行われまして、12月下旬からこの6次計画策定に向けた論点の整理、また、議論が会議の中で行われております。令和7年の夏からこの基本的な考え方、いわゆる素案の取りまとめに入りまして、令和7年12月に閣議決定というような動きになっております。市の計画策定と同時期での策定、改正となりますので、こちら国の状況を逐一確認をしながら、市の計画に反映すべきものがありましたら反映してみたいと考えております。

続きまして、次のページでは、第4次計画と第5次計画の構成の違いについてまとめたものになりますので、後ほどお目通しいただけますと幸いです。

続きまして、次のページでございます。こちらでは東京都の男女共同参画推進総合計画の内容でございます。こちら一番最近のものが令和4年3月に策定されたものでございます。こちらにつきましても平成29年3月の内容と令和4年3月の内容を比較したものを入っておりますので、こちらも御覧いただけますと幸いです。

続きまして、次のページでございます。こちらもお紹介になりますが、東京都の性自認及び性的指向に関する基本計画が令和5年3月に策定されております。また、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画が、令和6年3月に策

定されているところでございます。

では、続きまして、その他でSDGsの内容等につきまして、改めてではございませんけれども、御紹介しているところでございます。こちら直近、国際研究機関のSDSNが2024年6月に公表しております、このSDGsの達成状況についてまとめたレポートを御覧いただきますと、全体順位が167か国中18位とアジアでは最高順位でございましたけれども、SDGsの5番目であります目標の「ジェンダー平等」、こちらは4段階の評価の中では最低評価になっておりまして、「最重要課題」であるという指摘が改めてなされているところでございます。状況としては、やはり日本は変わらないなというところでございますけれども、その中でも特に「賃金格差」、また、「女性議員比率」が低評価となっております、「賃金格差」では男性の賃金の中央値と女性の賃金の中央値が21.35%、差が開いております。また、「女性議員比率」はアジア地域の中でも最も低い値となっているということで、このような結果が直近で出されているところでございますので、御紹介させていただきます。

次のページでは、男女共同参画を取り巻くキーワードということで、幾つか載せさせていただきます。直近の内容を踏まえて様々な内容を入れさせていただきます。これで全てが賄えているものではございませんけれども、ぜひこちらも一度、御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、ページ最後になります。こちらは小金井市の第6次の行動計画、現行計画の状況ということで改めて載せているものでございます。条例に基づいている計画であるということ。基本理念、施策体系ということで、基本目標3つに従いまして主要課題が定められているところでございます。

一番下でございますけれども、今後、どのように第7次計画をつくっていくかというところでございますが、現在の計画におきましても、男女共同参画で取り組むべき内容の分野というのは、全て網羅されているものと考えます。個別施策におきまして具体的な取組状況の整理、また、充実というところが、今回の策定の中でも中心になっていくのではないかと現時点では考えております。

また、丸の2つ目では、新たな法律、困難女性支援法への対応が必要となります。こちら位置付け方につきましても各自治体、先行で策定されている自治体様、幾つか出ておりますが、その位置付け方法についても様々でございます。現在、他の市町村等の内容を研究しているところでございます。それを踏まえまして、小金井市ではどのような位置付け方にするかということにつきまして、今後検討を進めまして、次の計画の骨格をお出しするときに、皆様にお示しができればと考えております。

本日は御紹介にとどめておりますけれども、現在の国・都の動向につきまして、以上で
ございます。どうもありがとうございました。

【倉持会長】 ありがとうございます。次期計画での大きな改定ポイント、先ほども
ありましたように、この新しい困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて、
市町村計画がされていくようなものにしていかなくてはいけないということだと思えます。
次の審議会では骨子案や体系図をジャパン総研様のほうから示していただくことになるか
と思えますので、今後それが主な審議内容になってくると思えます。そのほか国や都の動
向とかキーワードを挙げていただきましたけれども、何か御質問などあれば言っていただ
きたいと思えます。いかがでしょうか。

今の第6次計画の冊子の巻末にもいろいろ載っていますが、新たに困難な問題を抱える
女性への支援に関する法律などに関しての課題というのが今後、加わってくるかなと思
います。いただいた資料について、すぐに探すのは難しいと思えますけれども、何か御質問
がありましたら、いかがでしょうか。

現在、女性総合相談なども男女共同参画室のほうでは既に行っているところだとは思
いますし、昨年度の提言の中には、いろいろな就職支援を行っていることをよい取組として
挙げていったと思えますけれども、そういうものをもっと積極的に進めていくようなこと
ができるような計画策定になっていくのかもしれない。

また、これまでの提言もお読みになって、今度の第7次、こういうことを取り入れて
いただきたいというようなことがもしあれば、御意見などもいただければと思えます。お願
いいたします。

【降旗委員】 質問よろしいですか。6次から7次に変更というこのタイミングだけの
話じゃないんですけれども、今、見ていて、今回、小金井市でやるところの男女共同参画
行動計画策定、このベースとなっているところに、ここにあるとおり男女共同参画計画、
女性活躍推進計画などを束ねて、この計画を立てていますよという御説明をいただいて、
そういう認識ではいるんですけども、知っている範囲内のところで、人権教育・啓発推進
法という法律があるんですけども、そこに基づく基本計画的なものが、県レベルでつく
られるところがほとんどだと思えます。市町村レベルでもつくられているところが結構あ
って、小金井市では人権教育・啓発推進計画みたいなものは何でここに関わってきていな
いのかなと疑問に思いました。

【倉持会長】 最初のページのところにある計画のところに入ってないと。

【降旗委員】 そうです。人権教育・啓発推進計画みたいなものは含まれていなかった
のかという話ですけど。

【事務局（北村）】 まず本市の状況ですけれども、人権部門というのは別部署が担当してしまっていて、男女共同参画室ではなくて、広報秘書課のほうで人権の施策を所管しているところがございます。また、今おっしゃった教育の部分につきましては、恐らく教育委員会のほうで何かしらプランがあったように、ちょっと今はっきりは申し上げられませんが、あるかもしれません。所掌の分かれがあるということがございます。ちょっと今の御質問、私も調べておきますので、即答できずすみません。

【降旗委員】 なぜかというところ、結構ダブるところがあって、今110個程の施策があるじゃないですか。あの中にもダブっているものが幾つもあるなと思って見ていたんです。だから、行政としての施策で行われていることが、こちらのほうの計画の施策に取り上げられているのであれば、極力ここに入れるべきじゃないのかなというふうに改めて思ったという、そういう趣旨ですので御確認いただければと思います。

【事務局（北村）】 ありがとうございます。

【倉持会長】 評価する事業としては、教育委員会が行っている人権についての研修だとか、そういうものもこちらの評価の対象となっていますし、多分、第6次の計画においても、人権尊重という言葉は基本目標として入ってきてはいるんですけど、それがこの中でどういうことになっているかというところ、もし次回、確認できたら教えていただけたらと思います。

ほかはいかがでしょうか。

【降旗委員】 すみません、もう一つ。今回、新しい法律の困難女性支援の何とかって法律、いただいた別の関連の資料がありますよね。このデータを読む限りのところは分かるんですけども、何でこのタイミングでこの法律ができたのかなという、その事情というのをもうちょっと聞きたいなと思っていて、その心が多分、小金井市にとってどうなんだろうというところで計画の中に反映していくのかなと。全て定められたものが小金井市の中で該当するかどうかっていうのは分からないところもあるし、根っこの部分で、そういうことでこのタイミングの時期、このタイミングでこの法律ができたんだというのが分かることによって、この計画の中に入れ込み方が違ってくるのかなと思うので、立法をする際の指針とか法律の概要みたいなのところに、もうちょっと丁寧に書いてあると思うので、調べればいいんですけども、紹介いただければと思います。

【倉持会長】 1枚ぺらっと配られている、ここにもう少し詳しい法律案の概要というのは書いてありますけれども、これが出てきた背景というのはジャパン総研さんのほうで御説明できますか。

【ジャパン総研（地引）】 すみません、うまく説明ができるかあれなんですけれども、

もともと困難女性支援法の前段に、売春防止法という法律がございまして、その中でいわゆる性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女性というものを保護、更生する事業として始まっているというのがまず始まりでございまして、それが昭和31年につくられておりまして、それ以降、一度も見直しがされていないという現状がございました。その間に女性をめぐる課題というのが多様化、複雑化、複合化してまいりまして、それぞれDV防止法であったり、ストーカー規制法であったり、そういった法律を定めることで、女性の保護に対する強化というのが図られてきているところでございますけれども、売春防止法の法律に基づく事業ではないため、法的根拠を有することがなかなか制度として難しくなっているという現状がございます。

かつ、昨今、新型コロナウイルスの感染拡大した中で、家庭等に居場所のない若年女性の存在というのも顕在化されたというように国としては踏まえておりまして、こうした支援を必要とする女性たちに、いわゆる婦人保護事業という名前になっているんですけども、それでは十分、対応ができないというところはございました。なので、婦人保護事業、困難な女性を保護する事業というのを、この売春防止法から切り離して、官民一体となって困難な問題を抱えている女性の方たちの自立等を包括的に支援する新たな制度が必要であろうという提言を踏まえて、民間団体である議員立法によって、この法律の成立がなされたというような現状がございます。

簡単に御説明いたしますと、国としてまとめている資料を読み上げたところではございますけれども、このような経緯があって今の法律が定められているところではございます。

【降旗委員】 もうちょっと聞いていいですか。答えられると思うんですけども、そうすると売春防止法というのは、そのまま法律は残り、一部切り離されて議員立法でこれができたということですね。

【ジャパン総研（地引）】 はい、そういうことです。

【降旗委員】 もう一つ聞きたいのが、このペーパーの下のほうに、この法律が令和6年4月に施行されて、13条、15条、16条、19条の辺り、あるいは20条から22条の辺りで市町村レベルにどうやって落ちてきているのかなど。施行レベルみたいな形。施行レベルで予算がついているんですかというのをぜひ聞きたいなと思いました。

【倉持会長】 いかがでしょうか。

【事務局（北村）】 予算ですね。令和7年度の国の予算のほうにも、都道府県レベルですとか市町村レベルにも予算措置が一定なされてはいるところですけども、まだ活用している自治体は少ないのかなというふうに私の把握する限りではあります。使うに当たっているいろいろ条件がございまして、そのこともちょっと考えなければいけないところが

ありまして、例えばすぐに何か本市でやる事業には当たらないのかなというところがあります。今、他自治体の状況も見ているところです。

【降旗委員】 もうちょっと突っ込んで、もうちょっとだけいいですか。これはまたあれですか。県経由で全部の市町村に予算化されるものなのか、市町村が手を挙げてお金を国にもらいに行くっていうものなのか、どっちでしょうか。

【事務局（北村）】 東京都のほうからそういった要項などが下りてきていないので、恐らく国へ行くんだと思います。市町村においては計画も努力義務でございまして、先進的な自治体ですと手を挙げていらっしゃる場所があるかと思います。

【降旗委員】 分かりました。

【倉持会長】 よろしいでしょうか。ほかに。

【安藤委員】 私もちょうとこの女性支援法のことが、小金井市に落とし込んだときに把握できなくて。この前4月19日にいろいろ関係団体の方が立ち上げたシンポジウムに行って、全容は何となく分かったけれども、じゃあ小金井市で今やられていることとリンクするかも含め、現在の事業でやられている男女共同参画室のほうの女性総合相談と、その課題も含めてなかなか見えないところなんですよ。かつて七、八年前に非正規化、母子・父子何だっけ、何とか相談員を非常勤にするということがあったときに、いろんな女性団体も含めて、それはまずいと陳情をやったりとかして現状維持になったっていういきさつがあったので、少しそこの勉強会なんかもしたし、男女平等推進審議会にヒアリングをしてもらったんです、自発的に。そのときの会長さんが、佐藤さんとおっしゃる方が、3時間ぐらいヒアリングしてもらったという経緯もあったので。ちょっとこうハードルが高いんですが、ここを第7次の計画のところで、計画を立てなきゃとかじゃなくて、現状の小金井市の女性の福祉とかに特有の問題のところはどういう取組の中でカバーされていて、それでこの困難女性の支援法ができたことによって、どのような拡充ができるかというところをちょっと点検しないと、私的には意見がなかなか言えなくて、これ勉強会だなと思っているぐらい。ちゃんと取り込んでいかないと、5年に1度の計画なので、せめて手だけはつけておかないと、そのままずるずるいくと、ほかのいろんな事業もあるし、男女共同参画というのもいろんなやらなきゃいけないことがあるところで、支援法をどういうふうに生かせるかというか、あることによって今の小金井市の困難女性支援の状況が改善されるかっていう、ここはやっぱりフォーカスしてやらないと駄目だなというふうに思っております。

【倉持会長】 そうですね。前回、アンケート調査したと思うんですけど、その結果などを見ながら、今度、第7次行動計画に反映させていくと思いますし、多分、今度出てく

る骨子案というのは、そのアンケート結果を取り入れたものになっていくんだろうなと思
っているところです。なので、冊子になっていますので、皆さんもそれを見ていただいて、
どういう現状で、どういう施策がこれから必要なのかということも、ぜひ挙げていただ
けたらと思っております。

【安藤委員】 本当だったら、時間が取れば皆さんにアンケートを読んだよっていう
前提で前回と今回、5年前と読み比べて。比較も書かれていますけど、今回は字も大き
くて読みやすかったです。自由記述も意見も全部ほぼ網羅していただいている、とても読
みやすかったですので、せっかくお金がかかった資料なので、本当なら皆さんと一緒に読んで
こうだった、ああだったということも、できれば女性支援法に絡むところにフォーカスし
たところで読み込んでいくような作業がないと、1人でやっているとつらいです。とい
うか、やらなきゃと思ってマストでやっても、やっぱり意見しながら、そんなところもあ
りますねみたいなどころでお互いに紹介し合うのが、できれば職員とかも含めて。忙しいと
思いますが、せっかく市税を使ってやっているの、活用して、1歩でも半歩でもいい状
況になってくるというふうに思っていますけど、私だけしゃべっちゃうといけないのでや
めます。

【倉持会長】 今回はそれを読み込んでくることを宿題にして、骨子案について意見を
言っていたということにしていけたらなと思っております。ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。

この困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を取り込まなくてはいけないんです
けれども、それ以外に、もっとこういうことを加えたいということがあれば、それも骨子
案に加えていただきたいと思えますし、これまでの提言を読んでいただいて、いろいろ改
善点とかも指摘しているところもありますから、それも入れていけたらと思うんです。
特にこれまでのいろんな議論を踏まえて、こういうところももう少し行動計画の中に入れ
ていきたいというところがもしあればお願いします。

【眞鍋副会長】 いいですか。

先ほどSDGsの話があったので、賃金に男女の格差が大きいという実態があり、それ
は日本全国ごく一般的な話ではあるんですけども。

先日、職員の調査の結果を見たときに驚いたんですけども、常勤の方と非常勤とか会
計年度任用の方との比率というのがそのまま出ていたと思うんですね。圧倒的に女性の回
答者、職員さんの中で、というか女性の半数近くが会計年度任用職員であり、男性はほぼ
8割がそうではない、任期がないとか定年までという形で勤めていらっしゃるのかな
という方になっていて、まさに日本における賃金格差の最大の理由はそこにあるわけで、

女性の職業、女性の就いている契約のありようが短期であるとか時給単位の雇用であったり低賃金であったりということがあって、そのことについては、この市の行動計画の中に入れていけるのだろうか、物すごく、実は強く思ったんですね。

もちろん経済的な理由があるということもあるんです。ただ一方で、こうやってここで、先ほどの相談員もそうだと思うんですけども、そういう比較的専門性を持って仕事に従事していただく方々が最も会計年度任用状態になっているという現状がある中で、そういったものを市が、他の民間に対してそういうことをやめてくださいねという啓発をするという話をしながら、我々自身、その市役所自身はそれをやっているという状態になっていることについてどのように、難しいということは分かりつつも、少しそういうところについても何かできる、推進体制って市が何かしますよということだけを言っているんですけども、市、行政のありようとしてのジェンダーの問題、もちろん議会であればそれはもう選挙の結果ですから、こちらから女性議員を増やしてくださいとか言ったところで、それはまた全然という話なんですけれども、やはりジェンダー平等というのを考えていくときに、市役所の方々の働き方、そういったことについてというのも非常に重要なかなというふうに思って、ちょっと今ここで発言をしておこうと思いました。

多分、推進体制の中でイメージしているものは、市民の方々のというところになってしまっていて、市役所は何をすべきかということだけ言っていらっしゃるんですけど、市役所の中の市職員の働き方の中のジェンダーという問題をここでは提言することを、してもいいんじゃないかとも思いますし、それをやるからにはかなりいろいろな問題が発生するというのもよく分かりつつも、でもやはりちょっと必要なんじゃないのかなということも思いました。

前回、その結果が一番衝撃だったのはそこだったので、私にとっては。以上です。当たり前のことを申し上げて。

男性、女性で、もともと男性がやや多いんじゃないかというふうに一般的に思われるんですけども、ここ10年の間にすごい勢いで女性が中心になってきた職場がどんどん、どんどん外部委託されていったという事情もあると思うんですね。例えば保育園であったり給食であったりというのも、過去には直営でなされていたものがほぼ直営ではなくなる中で、また直営のところでもどんどん会計任用の方々が増えていくという現状がある中で、市役所という場所自体が非常に働いている人にとってもかなり、係長とかいう以前の問題として、ベースのところ全然違っちゃっていますよねというところをもうちょっとこう。

そうすると結局、係長になれる人の人数というのも全然違うということになっていくの

で、そのパーセンテージで見たときに、それでも男性のほうがなっていると思うんですけど、でも、同じ数いますよといっても半分会計年度任用だとすると、そもそも昇進できる人たちの数が違ってしまっているというふうになるので。そうすると、上を伸ばしていきたいとどんなに言っても、なかなかそうはならないということがあると思うので、ちょっとそういうことも言っておこうかなと思いました。

【倉持会長】 ありがとうございます。

【安藤委員】 本質的な問題として、本当に元気がなくなっている市役所とよく市民の方にも言われますし、場合によっては、人手不足で大変なんですって私に愚痴らないでっていう職員もいたりするぐらいになって、見てて気の毒なぐらいに、どうにかならないのかなというふうに思っていたところです。つい、当たり前というか、こんなものだと思っていたのをちゃんと指摘していただいたので。

審議会というのは直属のあれですけども、やっぱりはっきりと、そんな経営しているのかいいのかということも含めて、全部が全部じゃなくてもいいから、少し審議会の女性の方のパーセントってあるじゃないですか。最低やっぱりここまで引き上げるような提言というか、市の財政のどこにお金を使うかということでもあるわけだから、そういうことをやっぱり意見を、逆にすべきだと思いますね。せっかく皆さんの時間を使って、公金も使っているんだから、やはり率直にどうなんだいというふうに言っていただけると、すごくおっしゃるとおりですというか、底上げしていかないと、本当にやる気もなくしてみんな病気になっちゃうような市役所じゃ困ると思ひまして。

【倉持会長】 男女共同参画の行動計画を通して市のほうにも返っていくような、そういうような行動計画になればいいんだろうなと思いますね。

【井口委員】 私も同じようなことを言おうとしていて、すごく丁寧に説明していただいたので。

【倉持会長】 第6次でも働く場における男女共同参画の推進というか女性の活躍と多様な働き方への支援だとか、そういうような主要課題を掲げて述べているところではありますけれども、そこら辺の書き振りを今後どんなふうにしていくことが、もっと有意義に今ある問題の解決につながっていくのかというところは次の方たちに頑張っていただきたいところになります。

いかがでしょうか。

女性相談のほうも、今現在もやっていると思うんですけども、そこでどういう支援の相談が上がってくるのかというところから、困難な問題を抱える女性への支援として小金井でやっていけることがあるのかどうか、そういうことはいかがでしょうか。

【事務局（北村）】 当室で女性総合相談をやっております。こちらは令和7年4月からは月に1回増やしまして、年間12回、1日で3コマやっていますから、合わせて36コマ増やして、相談窓口を拡充しております。予約がずっと埋まっている状態で、2か月先までいっぱいということで、なかなか皆さんの御希望に添えない実態だったところを少しでも解消しようということで、今年からは毎週金曜日と第2木曜に加えて第4木曜日にも実施しています。

女性の方の悩み相談がいろいろと入っている状況で、事務局としましても大まかなテーマごとに分類していますが、パートナーの問題ですとか、御自身のメンタルの問題、生活の問題、お子さんの問題、様々ございます。

専門のカウンセラーさんがいらっしゃって個別相談させていただいていますけれども、そちらと今回立ち上がる計画、困難女性支援がどういうふうに関係していくかなどいうことは内部で検討している段階でございます。

【倉持会長】 ありがとうございます。

【檀原委員】 すいません。

久しぶりに出てきたもので、申し訳ございません。なかなかこの時間ですとどうしても出られなくて、本日は調整がつかしましたので参りました。

小学校のほうのアンケートでちょっとだけ言いますと、内容はもう検討されたということなのですが、実施期間がちょっと厳しかったかなと思ったんです。実質1週間しかなくて、金曜日から翌々週の月曜日ということで。今回は、今日は振替休業日ということがあって、正味1週間の中でやると、行事が重なると難しいですので、2週間ぐらい取っていただくとありがたかったなというのが1つです。

それと、子供たちのアンケートを今後の施策の中でどうやって生かしていくのかというところが私も読み込めてなくて会議録を読めばいいんですが、そこをどう生かしていくかということが今後の1つの課題なのかなということ。

それと、実はこの間の2月、3月に、大熊教育長が多様性理解の授業をしてくださったんですね。それがすばらしい授業で、降旗委員のほうからも、いわゆる人権教育の観点からの関係という話があったと思うんですけれども、いわゆる人権教育全体から見た中の大きな集合体の中のいろんな人権課題があって、その授業はいろんな人権課題の中の男女平等推進ということを扱いますというもので、人権課題の中に重点的に取り組まなければならない課題の1つがこの男女平等だと思っただけですね。そうなったときに多様性理解という中の1つだと思っただけですね。

大熊教育長はその中で、いわゆるこの中に入っているというか、均一的ということにつ

いて子供たちに3時間の授業をするはずだったんです。本当にそれはとてもすばらしい授業で、子供たちが、実は去年、令和5年度にも1回ジェンダー授業の関係者に報告会のようなことをしていたんですけれども、そのときもすばらしかった。今回は、今の中学1年生が6年生のときに多様性理解の授業をしていただいて、その中でも男女平等の理解もある、あるいは男の子の中でも男の子はこうあるべきだということに苦しんでいる男の子もいるわけですし、あるいは桃太郎の話を出して、鬼は悪者だという私たちの中に思い込みがあるけれども、実際、客観的に状況を見ていくと、本当に悪いのは鬼だったのかという、逆に桃太郎も見方によれば、突然鬼ヶ島に鬼が住んでいたところを成敗してしまってどうなんだと。

だから、人間の方の決めつけ、思い込みというものをやっぱり考えることが必要なのではないか、その辺りどのように、私、校長会、学校代表で出ていることを考えると、たまに学校の中にまた何とか教育というのを新たに入れ込むということではないんですが、今ある学校の中のルールを、今回のアンケート結果を生かしながら、男女平等の意識が子供たち、あるいは男女平等だけじゃなくて、決めつけによる差別とか偏見とか、あるいは自分がいろいろと苦しめられるとか、相手に過度な期待をしないと、そういったことを今後やっていく必要があるのかなと思っています。

具体的にここで議論することじゃないんですが、アンケートの生かし方と、何を重点的にしていったらいいんだろうか、その1つの意味というのが教育長自身がそういう授業をしてくださるのはとても効果的で、恐らく男女平等についての意識がかなり以前、昔とは違う感覚を持った子たちということになりますけれども、思った感想と意見を含めて話しました。

【倉持会長】 貴重な御意見、ありがとうございます。

【石田委員】 檀原先生が今言ったのは、教育長が黄色いこれぐらいのカードを五、六枚組んで、それで各チームに配って、これについてどう思うかというふうにやった授業のことでしょうか。

【檀原委員】 そのときは一斉に授業で。

【石田委員】 この間、私どもの会議の中で突然教育長が黄色いカードを持ってきて、集まった皆さんに配って、小学生用のジェンダーに対する教育の問題をお話しされたんです。

私個人の考えなんですけど、昨年も審議会で15分間で施策の担当課の方を招いて質問の時間を設けましたよね。ジェンダーに関して教育長の教育の仕方とか問題の提起の仕方をこの委員会でやってほしいなと思ったんです。ですから、ちょっと記憶にとどめていただ

いて、何か機会があったら教育長にお願いしてほしいと思います。多分喜んで来てくれると思うので。

【檀原委員】 その大きなテーマは「みなはぴ」という、大熊教育長がいろいろなところで取り組んでいるもので、みなはぴというのは、みんながハッピーということの略なんですね。それをプレゼンと合わせて子供たちにやるんですが。

とにかく、今、石田委員のお話にありましたけれども、ただ、その大きな人権課題の中の特に男女平等ということにフォーカスしていると思いますので、そのフォーカスしている点で、それはいいと思うんですけども。それを今後、私の立場からすると、教育委員会の中に反映して、子供たちが大人になって、5年、10年後になったときに、そういう子供が増えてくれば小金井市の男女平等は推進していることになると思いますので、その視点のものがあってもいいんじゃないかと思いました。そのアンケートの結果がどう反映されていくのかなということが気になったんです。

以上です。すいません、何度も同じようなことを。

【倉持会長】 ありがとうございます。

そうしたすばらしい授業を全ての小金井の生徒たちが受けられるような、そんな機会をつくってほしいというような提言というのはできるのかなというのは思いましたけれども、そういう機会を全ての子供が持てるということが、将来の男女平等につながっていくのかなと思いました。とてもいいお話、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

【眞鍋副会長】 私、部外者というか市民ではないということもあって、ようやく小金井のことを1年たってちょっと分かってきたぐらいな感じなんですけど。

策定するときのこととしてなんですけど、つつい何というか、今、国とか都とかというのがあって、こういう話が入ってきますというような形で、ここにいる皆様はそれぞれ多分いろんな場を代表しながら来ていらっしゃっているかと思うんですけども。やっぱり現場というか、先ほどの女性相談もそうなんですけど、その相談案件がこういうふうに5年前と今、変わってきている中で、私たちはここで今止まっていますとか、学校もそうで、今、こういうことをやり始めていて、もう少しそういうところに支援があるとすごくやりやすいとか、そういった現場の中での肌感覚としての男女共同参画、男女平等に関することについてもうちょっとやりたいとか、いや、このやり方じゃちょっとやりにくいからというようなところというのは、どこかでヒアリングしたりしながら変えていけるものなんですかね。

何か同じものを出し続けてしまいますよね。前回もあったので今回もみたいになるんだ

けれども、どんどん増えていくということができるとは、やり方を変えていく形では、先ほどの困難女性支援法もそうなんですけど、一部はDV防止法などかなり重なりますし、一部はまた別のものとかかなり重なっていくというか、やっていること自体としてはわざわざ分けて、困難女性に向けてシェルターをつくることとDV被害者に向けてシェルターをつくることというふうに一々分けてしまうと、あんまり意味がないというか、こっちに来ないでみたいなたら回しが起こりますよね、行政的によくあるやつで。そうなるぐらいだったら、どちらも合わせてきちんとシェルターを置きましょうというほうが全然正しいというか、良いやり方なのかなと思うので。

こちらでそういうすみ分けしそうなものをできるだけ統合するという頭は今、自分でも持てると思うんですけど、現場のほうで一体今、こういう課題があってというところを、どういう形かで、一言メッセージ的でもいいので。何でしょうね、今まで、前はあれですけど、評価はしていますよね。単年度、昨年度の評価に一文つけてもらって、ちょっと次の策定のときにこれを盛り込んでほしいとか、そういった何か一言メッセージ、これはちょっともうこのやり方じゃやりにくいんだみたいなこととか、そういったことを出していただけると、例えば教育委員会さんにも人権のところでは聞いていますから、そこでそういう回答が来るということを思って我々が拾うということもできるし、広く市民の意見を聞くというのがすごく大事なんですけど、やっぱり行政の現場で働いている方々にとってのニーズとそれが、どこがどう一致してどこで解決できるのかというのは、むしろ行政の皆さんのお知恵のほうがたくさんあると思いますので。ちょっとそういう、ヒアリングをするとすごい数になっちゃうので、この110幾つの中で、もうちょっとこういうふうになってくれるといいんだけどみたいなことを聞けばいい。書いてもらうのは大変だとして、聞いて見てはどうかと思いました。今後の資料としてなんですけど。

【事務局（北村）】 ありがとうございます。

そうですね、この後、6月をめどに各課のほうに調査依頼をかけます。そこで現行の計画の各施策を振り返っていただきますけれども、今後どうしますかという御意向は何おもうかと思っておりますので、今、眞鍋副会長におっしゃっていただいたような一言コメントというか、こうしたほうがという積極的な現場からの意見というのは問い合わせみたいなと思っております。そちらが1点です。

あと、私の所感でございますけれども、眞鍋先生に御指摘いただいたとおり困難女性支援法とDV支援法は対象が重なっていますし、今回、困難女性支援法でテーマに掲げております様々な困難を抱える女性への支援では、困りごとが多様化、複合化した女性というふうになっていますけれども、これは女性にかかわらず、男性も女性も若年であれ高齢で

あれ、福祉という視点で見れば既に支援というのは各所管でやっているところがございますし、そちらとの連携もうまくやっていきたい。限られた人材と行政資源を使って、とにかくうまく連携していく方法を、現場のほうでも考えたいと、ちょっと思案しているところでございます。

【倉持会長】 ほかにはいかがでしょうか。

【安藤委員】 いいですか、私ばかりしゃべっちゃって。

1つはメディアリテラシー、とりわけ犯罪に巻き込まれるティーンエイジャーが、SNSとかを使ってということで、なんか目を覆いたくなるニュースばかりが耳に入ってきてちゃうんですけども。

もうこれから5年でどうなっているのかも全然分からないんですけども、国によってはティーンエイジャー、何歳からかな、それを禁止しているオーストラリアとか、そんなふうな強硬手段に出ないと子供の命を守れないみたいな、そういうふうな判断とか、その是非はともかく、そうやって国が動いているそういう危機的状況の中で、すごく気にはなるんです。行政としてどうやって関わっているか。

ただ、やはり意識しているというか、課題なんだというところは、とりわけ学校教育なんですけれども、いまや不登校のお子さんもいれば、本当に掌握できないような状況もあるような中で、そういう方々が結局つながるためにSNSも含めてということで、見えなところで非常に困難事が今後とも起き続けるんじゃないかという危惧がともあります。ちょっと意識して学校教育の現場は私たちも出ていきにくいので、どうなんだろう、そういう方々に突っ込んで言えていないところなんですけれども。やはり、次世代の育成も含めて欠かせない、子供の育ちの現場に、メディアリテラシーとして何を伝えていくかみたいなことが、若い人たちにどうアクトしていくかということが大事かと思います。漠然とした意見なんですけれども、ちょっと意識して何か施策として1個でも2個でも対応してくれないかなというのがあります。

それともう一つ、5年前にもこがねい女性ネットワークで要望書を出しているんですけど。リプロダクティブヘルス&ライツとって、これはもうすごく昔から女性のマタニティーといいますか性と生殖に関する健康と権利のことです。そこは、ただ単に性と生殖だけじゃなくて女性の健康も含めて、女性が持っている独特の病気とか、今、病気にも性差があるということをやっと言われていて、いろいろ医療機関でも女性の体を意識した治療をしましょうということが言われている時代で。

ちなみにここに新しい用語で認識してくださいというような——嫌いなんですけど（笑）フェムテック・フェムケアとって、問題があるんだよと意識してヘルスケアに取り組ん

だらいいんじゃないですかということですよ。

そういうことが一応言われている時代であるし、こども家庭センターが母子保健とその福祉を含めてのところに寄ってきている状況があるので、そこも注目して。せっかく国のほうが後押ししてやりなさいということを行っている中で、じゃあ小金井は幸い施設としては統合しやすい形でやってはいるんだけど、さらに一歩進んで、健康に振り向けるというか、そういうことも、もちろん男子も入りますけど、とりわけ女子、女性ということも場合によってはちょっと意識して、今後、ずっと言い続けないと全然パーセントが、認知度が低過ぎる。基本はやっぱり若年層の女性の望まない妊娠による中絶みたいな、そういったことも全部、それをまた困難の問題みたいな悪循環のところにあって、自分の体をちゃんと意識して大事にしていきましょう、これも人権の問題でもあるので。しつこくそこは警告というか言っていきたいなと思って。

前回5年前に国ではこう言っているからみたいなやり取りをした経緯があるんです。なので、なかなか広がってはいかないんだけど、1つの新しい、フェムテックとかいろいろあるけど妊婦も忘れないでみたいな、そういうところでちょっと注目してほしいな、し続けてほしいなというふうに思います。

【倉持会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

まだこの第6次行動計画や、アンケート調査とかを読んでいただいて、こういうことを参考にもうちょっと骨子に入れてほしいということがありましたら、今は時間の都合でここまでとしたいと思うんですけれども、事務局のほうに言っていただくとよろしいかと思えます。目安はありますか。

【事務局（北村）】 皆さんの御意見、今回いただいたものは次の骨子のほうにも反映させていただきますので、ぜひ忌憚ない御意見、どんなことでも結構です、男女平等に関することがありましたら事務局のほうまでお送りいただきましたら参考にさせていただきます。できましたら今月中にいただければ有難いです。5月30日金曜日までをお願いいたします。

【倉持会長】 石田委員からの御意見がありましたけれども、教育長に来ていただくとか、あるいはちょっと話をさせていただくとか、何かそうやって少し、どういうふうに骨子をつくっていったらいいのか、次の行動計画をつくっていったらいいのかということがもしできれば。会議の最初の15分でもお話ししていただく機会というのは設けられるんですか。

【事務局（北村）】 ありがとうございます。

先ほども檀原校長と石田委員のほうからお話しいただいた教育長の授業ですね、私も実は教育委員会に概要をお伺いしに行きまして、教育長室のほうで30分ぐらいですかね、パワーポイントを使った授業の概要とカードも拝見しまして勉強させていただきました。大変面白いジェンダー平等の授業だったと思います。私もちょっと気になっていまして、皆さんにもぜひお聞きいただける機会があればと思っていました。教育長も御多忙ですので、どういったお時間が取れるか分かりませんが、何かしらこんなのがあるよと周知していただければありがたいなと思います。ヒアリングができるかはちょっと調整させていただきます。

【倉持会長】 ヒアリングというか、ちょっと紹介していただくということで。

【事務局（北村）】 分かりました、ありがとうございます。

【倉持会長】 ほかにはこの件についてよろしいですか。次に進めても大丈夫でしょうか。

では、こういう報告書とか計画とか、一人でちょっと読むのは大変ということがありましたら、勉強になるのでぜひ会を開きたいと思っておりますので、声をかけていただけたらと思います。

では、議題（2）その他は何かありますでしょうか。

【事務局（北村）】 事務局からは特にございません。

【倉持会長】 それでは次第2の報告事項（1）令和6年度男女共同参画室事業（報告）について事務局からお願いします。

【事務局（藤榮）】 では、事務局から御報告をさせていただきます。

資料の4を御覧ください。こちらは令和6年度の事業報告となります。昨年度の審議会の中でも随時御報告をさせていただいている内容となっております。繰り返しの内容になりますので、詳しくは資料のほうを御覧いただけたらと思っております。

この中でちょっと補足をさせていただきたいと思っております。まず1つ目が、1、市民参加による事業の（1）こがねいパレットについてですけれども、こちらについては、本日表紙が黄色の冊子、記録集のほうが出来上がりましたので、皆様にお配りをしております。

続きまして、同じく1の（2）「かたらい」です。こちら61号が完成いたしましたので、グリーン色の冊子ですね、そちらも本日お配りをしております。お時間のあるときにお目通しいただけたらと思っております。

続きまして、2枚目の裏側の面になります。10、若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業ですけれども、こちらは令和4年度から多摩近隣市と連携して実施しております事業になります。3年目ということで、こちらの事業の中の（2）教育関係事業につきま

しては、令和6年度をもって一旦完結となりました。なお、令和7年度以降、連携市とともに居場所事業については継続実施となります。それ以外の事業については特段大きな変更なく実施しておりますので、御確認いただけたらと思います。

令和6年度の事業報告については以上となります。内容につきまして何か御質問等あれば御意見いただけたらと思います。

【安藤委員】 いいですか、質問です。

連携自治体というのは、女性センターとか男女平等推進センターとかがないところが3市で連携して事業をやっていたんじゃないのね。

【事務局（北村）】 はい。安藤委員がおっしゃっているのは、恐らく平成25年度から29年度の……。

【安藤委員】 ああ、それはもう終わったのね。

【事務局（北村）】 過去に狛江市と国立市と小金井市の3市で連携事業というのをやっておりました。そちらは終わっています。今回のこの若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業のほうは11の市でスタートして3年間やっていました。後ほどまた説明がありますけども、今年からは2市が独自でされるということで抜けまして、9市で連携してやっていきます。

【安藤委員】 それはどういういきさつで、財政力がなくてかそういう、ごめんね、知らないから聞いただけよ。大体26市あって11という約半分が最初、3年前に若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業という形で連携した11市ということ。

【事務局（北村）】 そうです。

【安藤委員】 それで、いや、うちでもうやりますからといって2市が抜けて、今年からは居場所事業は9市が連携してやるということ。

【事務局（北村）】 そのようなところですよ。

【安藤委員】 それはお金の問題？ 連携しているネックになるのは。ほかのところは連携しないで自分でやっているわけね、各市でやっている。26市の中で9市になったじゃない？ ほかの14、15は独自でやっているわけ？ 居場所とかそういう若年層セクシュアル・マイノリティ事業は。これは都からお金をもらっている、財源。

【事務局（北村）】 財源……。

【安藤委員】 いやいや、一応聞いておいたほうがいいでしょう？

【事務局（北村）】 活動は東京都市長会の助成金を使ってスタートしました。

【安藤委員】 なるほどね。

【事務局（北村）】 市長会のほうで500万円いただいて、事業を11市で行ってい

たところでございます。

【安藤委員】 ああ、そうなの。

【事務局（北村）】 もちろん、各市さん独自でやっていらっしゃる場所もありますし、うちのように小さい自治体ですと、やはり連携したほうが規模のメリットがありますので。そういう動機で参加している自治体もありますし、市によって参加する事情は様々ございます。多摩地域の近隣の11市がまとまって助成金を使ってスタートしたというのが経緯です。4年目を迎えて、市長会の助成金が半分に減らされるタイミングで各市で事業の見直しをしたということになります。

【安藤委員】 丁寧にありがとうございました。

【倉持会長】 よろしいでしょうか。

【安藤委員】 はい、分かりました。

【倉持会長】 ほかに御質問はありますか。

このこがねいパレットの記録集はウェブとかで公開されるのでしょうか。

【事務局（藤榮）】 市のホームページにも掲載しております。過去のバックナンバーと共にアップさせていただいております。

【倉持会長】 参加できなかった方がいたら講演記録を見られるといいかなと思いましたので。

【事務局（藤榮）】 はい、そうですね。

【倉持会長】 ありがとうございます。

ほかは大丈夫でしょうか。

それでは続いて、報告事項（2）令和7年度男女共同参画室事業（予定）についてお願いいたします。

【事務局（藤榮）】 では、引き続き事務局から御報告をさせていただきます。

資料5-1を御覧ください。細かい内容につきましては、後ほど御一読いただきたいところではございますが、幾つか補足をさせていただきます。

1つ目の若年層セクシュアル・マイノリティ支援事業、こちらにつきましては、先ほどいろいろお話をいただいたところではありますが、今年度からは9市での居場所事業の実施のみという形に変更となります。

続きまして3、男女共同参画シンポジウムにつきましては、こちらは日取りなどが決まらして、7月5日土曜日午後2時から、今回はお茶の水女子大学名誉教授の戒能先生をお呼びしまして、困難女性支援法に関する御講演をいただくこととなりました。こちらにつきましては、6月15日号の市報に掲載し周知をさせていただく予定としております。

チラシ等についての準備が整い次第、御案内をさせていただきたいと思っております。場所につきましては、市民会館萌え木ホールで予定しております。定員は60名を予定しているところになります。

続きまして資料の裏面に移ります。10、印刷物を通じた啓発事業、情報提供等につきまして、今年度、新たに(5)、パートナーシップ宣誓制度周知リーフレットを作成し、事業者等に啓発を行っていかうと考えております。なお先日、15日に市で5組目となるパートナーシップ宣誓をされたお二人が来庁されまして、市長から受領証の交付をさせていただいているところです。お二人のほうへ市長のほうから何かお困り事はありませんかというお話をさせていただいたところ、特に生活上で困っていることはなく、先日の住居探しの際、不動産業者の担当者にお二人で住むという事情をお話しされたところ、すごく理解いただいてスムーズに御案内いただけたということで、そういった意味では、事業者の理解も進んでいるというお話が聞けたのはすごくよかったなと思っております。このリーフレットも、引き続きそういった方々がより一層増えるということを期待してお配りできる資料となればいいかなと思っているところです。

それ以外につきましては、基本的には例年どおりの事業を予定しているということになります。以上になります。

【倉持会長】 ありがとうございます。

今、御報告がありました、何か御質問ありますでしょうか。これからの事業を計画していただいているところですが、よろしいですか。

では、報告事項(3)その他をお願いいたします。

【事務局(北村)】 事務局です。令和6年度の苦情・相談申出処理状況報告書がまとまり、過日、ホームページ等で公開いたしましたので、報告させていただきます。参考配付資料の2つ目です。令和6年度の申出件数は1件でございました。既に昨年8月の審議会でも御報告しておりましたとおり、内容としましては、市民体育祭ゴルフ大会の参加資格が男性35歳以上、女性20歳以上とあることは差別的であると申出がなされていた件です。

昨年10月の審議会では、苦情処理委員による調査結果と、市長から教育委員会に助言を行った旨を報告しております。なお、その後の経過ですけれども、教育委員会のほうで大会の受託者と打合せが行われておまして、今年度の開催については何らかの改善措置が取られるものと伺っております。

御報告は以上です。

【倉持会長】 ありがとうございます。

苦情・相談申出を市長から委嘱を受けた苦情処理委員が第三者的立場から処理されております。この男女平等推進審議会には市の事業執行を中止、停止、注意勧告するなどの権限が与えられているわけではありませんが、本件では苦情処理委員会が、適当ではなかったと結論されたことは、この審議会としても支持できるのではないかと考えております。令和6年度の市の施策についてはこれから審議する推進状況調査を踏まえて、年度末の提言に反映することもできます。今後も市の施策に男女共同参画の視点が入り入れられているか、審議会としても注視していきたいと思っております。

この件について、何か御意見はありますでしょうか。

では、次第3、その他は何かありますでしょうか。

【事務局（北村）】 事務局からは特にございせん。

【倉持会長】 それでは、本日、予定された案件は以上になります。

委員の皆さんからほかに何かございますでしょうか。全体を通してでもいいですけど、今日、ちょっと聞けなかったとか何かお思いのことがおありでしたら。

【吉田委員】 そうですね、市民意識調査、職員意識調査をやったわけですが、市民調査の回収率が女性で40%、男性で30%ぐらいだった。それから、職員調査は女性で7割ぐらいだったと思う、男性が64%、そのように記憶しているんですね。

何を言いたいかという、回収率、職員もかなり、かなりというか男性の3割ぐらいは回答していないんですね、たしか。その点を事務局としても、市民調査は限界があるかもしれない、そういった意見を反映した中で、国、都、そして市との傾向を、この第7次の中に織り込んでもらいたいなということを思いました。

【倉持会長】 3割の人がどうして回答してくれないのか。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

【安藤委員】 提案でもないんですけど、男女共同参画シンポジウムの講演者の戒能さんは第一人者ですよ。それで、市がやりますよというだけではなくて、もうちょっとこう、せっかくいらしてちゃんとした話をしてくださるとは思うんですけども。何ていうのかな、1つ1つの企画を有効活用ではないですけど、働きかける相手も含めて何か工夫があるといいかなと思っています。というのは、こがねいパレットも、結局、コロナ以前は賛同しますという団体が資料を置いたりして、年に一度、ああ久しぶりですねと、準備段階で市民がそれなりに顔を合わせるような機会があったやに記憶しておりますし、そういう姿を見て、男女共同参画室の職員もいい形で、資料を展示するんですねとか何とか言っていて、そういう機会になっていたというふうに思っています。それで、もう今やネットの時代だしピッとやれば出てくるしという。ただ、地方自治体の一番生活に密着していると

ころは、対面の出会いなり共同作業もやらなきゃいけない、なくしてはならないこととして、私はあると思うんです。

相談事業ということとか、相談じゃなくても、顔を見て何かを聞きに行くことも含めて、やはりそういう自治体の職員同士、あるいは市民同士の人たちも、ちゃんとコミユカというのをつけて、なんていうふうに日頃思っているの。例えばこのシンポジウムがあつて、ありがとうございましたと終わるだけじゃなくて何か、じゃあみんな学習してちゃんと資料をつくりましょうじゃないけど、そういう共同作業をするような機会にすることも含めて、市の主催、参画室の主催ではあるけれども、参加型でもないですけど、あるいはそこで何か市民側でどういう内容の要望というのかな、そのリアルな思いが私としては聞きたい。なかなかそういうことがなくなっちゃっているの、社協とかで、女性のことをやっている、シェルターもやっているということがあつてというふうにも考えているのも、いろいろ福祉の現場にいれば女性の問題もあるわけじゃないですか、困難女性の支援に関わつて関連する動き。ここで何か、こういうのをやりますよと、どうですかと、そういうNPO法人の団体がありますよね、連絡会みたいな社協みたいな民間だけ。何かちょっと声かけ、何もかもやると言っているんじゃないかと。

【倉持会長】 安藤さんがおっしゃっているのは、市の職員に参加してもらおうということ。

【安藤委員】 ということよりも、やりますよと声かけていただいて。

【倉持会長】 もっと周知させる方法があるよ。

【安藤委員】 そうそう、周知も含めて、やっぱり市のほうから直接、NPO法人の連絡会なりあるいは行政の子育て部門というか、あるじゃない、すごくいっぱい団体が加入していて、小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会（ここねっと）。とにかく参画室のほうで、市報だけじゃなくて、そういうところに直接広報をかけることも含めて、何かいい機会に周知する。女性支援法っていまだにちゃんと私たちも理解できていないんですけど、何かそういう機会にできていくといいかなというふうに思っているんです。

それはアイデアだし、前から言っているんですけど、例えば、ここで年度ごとで考えていくというの、かたらい編集委員とかこがねいパレット実行委員が決まったから、もうちょっとたってから？ これから6月ぐらいに募集するのかな。

【倉持会長】 そういう意味ではいろいろやる。

【安藤委員】 そうよね。当審議会が率先して皆さん楽しくやろうということなんですけど、どうですか。女性も子供も関係ある、要するに困難な女性を支援することに取り組んでいこうと思うんですけどもみたいな感じで、市としても参加してくださいと。

【事務局（藤榮）】 先日、社協のほうで、いわゆる生活困窮者の相談窓口をやられている方々の集まりの場をちょっとお借りして、この困難女性支援法の関係の事業をこれからやっていきますということで、皆さんもちょっと協力してくださいというお話とともに、このシンポジウムについても、機会がありますので、ぜひ皆さん、御参加してくださいというのは直接ちょっと顔を合わせて、御紹介をさせていただいたというところがあります。

あとは、今後また庁内に向けても、関係する相談員をやっている職員も多数いらっしゃるんで、そういった方々に対しても、また周知をしてできる限り、土曜日という時間帯になるんですけど、可能な方には御参加いただけるようなアプローチをこれから発信していこうかなというふうに思っております。

【安藤委員】 分かりました。そういう形で見える化すると、ああ、やっているんだな、なんかいい感じでシンポジウムができたねというふうに、市民も参加してたねというようになるといいかなと思っただけです。

【倉持会長】 ありがとうございます。

【安藤委員】 失礼しました。

【倉持会長】 小山田委員、何かありますか。

【小山田委員】 本当に単純に感想になってしまうかもしれないですけど。

まあ、困難女性とありますが、困難男性もいるのかなと、女性だけを取り上げるだけで良いのかなとちょっと気になった。それをもっと、まあ收拾つかないかなってなるんですけど。多分今までの時代って、まとめてという感じだったと思うんですけど、その内容にもよるといようなところがあるので、そこをよく考えていくとこれから大変なことになると。

あと一つ、基本的には小学生、中学生、高校生、若いというかこれから社会を担う子供たちが男女平等を学んでいけばいいと今思っているんですけど、ちょっといろいろ、この世の中でそういうことを言うかということで先週うちの職場であって、それが40代とか50代の男性だったんですけど、結構びっくりしたことがあって。今、成人していて、それこそアンコンシャスバイアスじゃなくて、受け取ったほうも、こういう人たちに対して世の中のバランスが、だんだんその人たちは淘汰されていくと思うんですけど時間がかかると思うし、やっぱり世の中って、なんかこう自分が思っているほどみんながこっちを見ているわけでもないし、というのをすごく考えるようになって。

子供たちも大切なんですけど、もともとそういうふうに関心のないような人はどんな集まりにも来ないと思うんですけども、そこら辺をもう少し内容を変えろというか、何かそういうきっかけでもあればいいのかななんていうふうに最近漠然と思っておりました。

【倉持会長】　　すごく貴重な御意見だと思います。だからこそ、やっぱり一定の割合でどこでも女性がいるというのが大事なのかもしれませんね。

牧野委員、何かありますか。

【牧野委員】　　資料2の51ページの2ですが、令和モデルとL字カーブのところちょっと注目しまして、令和モデルというのは昭和モデルと違って、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会への変革が実現した姿のこととモデルがうたわれているのにも限らず、その上のL字カーブという、これが引かかって、正規雇用で働く女性の年齢階級別比率は20代のときがピークでどんと下がってしまう。私が就業した30年ぐらい前はその上のM字カーブというのがすごく有名だったんですね。それがちょっと改善されつつあるのかなと思っていたら、結局、女の人が働き続ける、それも正社員で働き続けるというのは依然として非常に難しいのかなと思ったんですね。

ただ現状、世の中の流れを見ると、タワマンとかすごく高級なマンションを買ったりは、やっぱりどちらも正社員カップル、パワーカップルの人たちがよく購入しているよと。ある意味でお金持ちが増えているのかなとか思っていたんですけど。それは一部の方にすぎないのかなと、ちょっとそのあたりが気になった次第です。

【倉持会長】　　また、その時代が変わってくると、そのL字がだんだんそうじゃなくなってくる可能性はありますが、現時点だと、そういうふうにやっぱりまだ正規雇用は年齢で異なっていて。

【降旗委員】　　1つだけ。

職場でごく最近話題になったというか興味を持って聞いていた話があって。地方公務員の方の兼業・副業が緩やかになった。職場の中では、社会課題解決をする団体の皆様方に助成金を出すというような仕事をしているんですけども、そういったところで、その助成先の団体さん、社団法人だったりNPOとか、そこに、市の職員が土日だけその仕事をやるんだと、そこで幾らかのお金をもらうんだということなんですけれども。自分のやっておられる仕事とは全然別の興味がある社会課題解決のためのそういう団体のお仕事を、土日あるいは時間外にやられて、その団体からのお金を頂ける。

で、ここで立ち返るんですけども、7次の計画の中で、市の担当部署に限らず市役所の職員の方々がそういったところへ目を向けて取り組むような小金井市というのを目指してみたらとちょっと思ったんです。

現状、どうなんですか。市町村によって違うんだという話じゃないですか。兼業許可の認める認めない基準の緩和が、進んでいるところとそうじゃないところがあるというふうにとちょっと聞いたので、小金井市はどんな状況なのかなと、ちょっとお聞きしてみたいな

と思いました。

【事務局（北村）】 地方公務員法で兼業の規定がございます。申請により、人事担当のほうで認められるかどうか判断がされて兼業が許可されるというのが、恐らくどこの自治体も同じなのかなと思っておりますが。実際には、あまりそこまで積極的な利用はなされてなさそうですね、本市では数例ですかね。

【梅原企画財政部長】 私も人事の担当をしていたことがあるんですが、もう10年近く前になりますので、今ちょっと正確には分らないですが、肌感覚としても、小金井市の場合はそんなに多くはないかなと感じています。

それで、おっしゃられたような形でいろいろ、公務員の定年延長とかそういうこともありますし、人生100年時代じゃないですけど、いろいろな働き方みたいなことは模索されているというか、そういう時期でもあると思いますので、その辺も新しい計画に何か入れるようなことがあれば御提示いただければと思います。

【降旗委員】 何か新しい法律の変更を受けて、新しく変わったことというのはまだないんですね。変える予定はあまりないと。

【事務局（北村）】 人事担当ではないので、所管外でなかなか分らないですが、検討されているようなことも聞かず、特に周知はないですね。

【降旗委員】 すいません。難しいなと思いますので。

【倉持会長】 ありがとうございます。何らかの形で第7次に生かせればいいかなと思いますが。ありがとうございます。

ほかに何か言っておきたいこととかありますでしょうか。あるいは御連絡、御報告、大丈夫でしょうか。

それでは、以上をもちまして男女平等推進審議会を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

— 了 —